

○日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱

平成28年11月16日

要綱第98号

改正 令和3年3月12日要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市空家バンク実施要綱(平成28年日進市要綱第97号。以下「実施要綱」という。)第7条第1項に規定する登録物件(以下「登録物件」という。)を自己の居住のために購入した者(以下「購入者」という。)に対して、住環境整備に係る経費の一部を補助することにより、市内の空家の活用を通じた定住の促進を図るため、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金(以下「補助金」という。)の交付について、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 実施要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。
- (2) 補助対象住宅 購入者が購入した登録物件のうち、購入者に所有権の移転の登記がされている住宅をいう。ただし、国、愛知県又は日進市が実施する本補助事業の内容と同種の補助金等の交付を既に受けた住宅又は受ける予定である住宅を除く。
- (3) 事業者 住宅建築工事に関する事業を営む法人又は個人事業者をいう。
- (4) リフォーム 別表に掲げる工事をいう。ただし、日進市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱(平成20年日進市要綱第17号)別表第1に掲げる機器設置のための工事を除く。
- (5) 取得日 補助対象住宅において、購入者に所有権の移転の原因の日付として登記された日をいう。
- (6) 暴力団員等 実施要綱第4条第5号に規定する暴力団員等をいう。

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、購入者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 取得日から起算して1年以内に事業者を利用し、リフォームを行う者
- (2) 第5条に規定する補助金の交付申請の日の属する年度と同一年度内に第12条に規定する補助金の請求をすることができる者
- (3) 取得日前1年以上継続して市外に居住していた者又は取得日前1年以内に市内に居住していたが、婚姻により一時的に市外に居住していた者
- (4) 補助対象住宅に居住する目的で転入し、住民基本台帳に記録された日から起算して3年以上継続して補助対象住宅に居住する予定である者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 所有者等又はその配偶者の法定相続人でない者
- (7) 暴力団員等でない者及び暴力団員等と生計を一にしない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、リフォームに要する費用の額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を2で除して得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1件当たり30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(第2号様式)
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 申請者の住民票の写し
- (4) リフォームの請負契約書又は請書の写し
- (5) リフォームの内訳明細書又は見積書の写し
- (6) リフォーム施工前の写真
- (7) 市税に滞納がないことを証する納税証明書
- (8) 確認済証の写し及び図面(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合のみ)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定又は次条第2項の規定による通知をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた年度内に第12条に規定する補助金の請求ができるよう計画的にリフォームを行うこと。
- (2) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。
- (3) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (4) 補助対象住宅に居住する目的で転入し、住民基本台帳に記録された日から起算して3年以上継続して補助対象住宅に居住すること。ただし、事故等により居住できない事由が生じた場合、速やかに市長と協議し、市長の指示に従うこと。
- (5) 補助対象住宅に居住したときは、速やかに申請者の住民票の写しを提出すること。ただし、第5条第3号の住民票の写しにより、補助対象住宅への居住が確認できる場合は、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(申請内容の変更)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付変更申請書(第4号様式)に変更内容を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更内容を確認の上、適当と認めるときは、交付決定者に日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付変更決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(リフォームの中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けたリフォームを中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき交付の決定を取り消したときは、交付決定者に日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付取消決定通知書(第7号様式。以下「取消決定通知書」という。)により通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 交付決定者は、リフォームが完了したときは、速やかに日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金完了実績報告書(第8号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) リフォームに要した費用のわかる領収書の写し

(2) リフォームの施工中及び施工後の写真

(3) 検査済証の写し(確認済証の交付を受けた場合)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金額確定通知書(第9号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付請求書(第10号様式)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第10条の規定による報告が、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置を交付決定者に対して求めることができる。

2 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要

な報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第7条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。
- (3) 前条の規定に基づく求めに従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、取消決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則(令和3年3月12日要綱第35号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- | | |
|----|--|
| 1 | 増築工事 |
| 2 | 台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事(これらに付随する給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事を含む。) |
| 3 | オール電化住宅工事 |
| 4 | 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事 |
| 5 | 外壁の張替え工事又は塗装工事 |
| 6 | 部屋の間仕切りの変更工事 |
| 7 | 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事 |
| 8 | 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事 |
| 9 | ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え |
| 10 | 雨どい等の取替え工事又は修理工事 |
| 11 | バリアフリー改修工事 |

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付申請書

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

| 補助対象住宅 の所在地 | 居住予定月 | 年 月 |
|---|---|-----|
| 補助対象工事 の区分 ※該当するもの の全てにチ ェックして ください。 | <input type="checkbox"/> 1 増築工事 <input type="checkbox"/> 2 台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事（これらに付随する給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事を含む。） <input type="checkbox"/> 3 オール電化住宅工事 <input type="checkbox"/> 4 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事 <input type="checkbox"/> 5 外壁の張替え工事又は塗装工事 <input type="checkbox"/> 6 部屋の間仕切りの変更工事 <input type="checkbox"/> 7 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事 <input type="checkbox"/> 8 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 9 ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え <input type="checkbox"/> 10 雨どい等の取替え工事又は修理工事 <input type="checkbox"/> 11 バリアフリー改修工事 | |
| 工事費の内訳 | 全体工事費 | 円 |
| | 補助対象事業費 | 円 |
| 補助対象事業 費の内訳 | | 円 |

| | |
|---|------------------|
| 補助金申請額 | 円 |
| 工期（予定） | 年 月 日から 年 月 日 まで |
| 施工業者 | (業者名) |
| | (住所又は所在地) |
| | (電話番号) |
| | (メールアドレス) |
| (添付資料) 誓約書兼同意書（第2号様式）、補助対象住宅の登記事項証明書の写し、申請者の住民票の写し、リフォームの請負契約書又は請書の写し、リフォームの内訳明細書又は見積書の写し、リフォーム施工前の写真、市税に滞納がないことを証する納税証明書、確認済証の写し及び図面（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合のみ）、市長が必要と認める書類 | |

※工事費の内訳、補助対象事業費の内訳は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額をご記入ください。

※補助対象事業費の内訳は、補助対象工事の区分ごとにご記入ください。

※補助金申請額の上限は、30万円です。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 住所
氏名

誓約書兼同意書

私は、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付申請に当たり、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱に定める趣旨等を理解した上で、下記の事項について誓約及び同意します。

記

- 1 日進市補助金等交付規則を遵守すること。
- 2 日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱を遵守すること。
- 3 その他、市長からの指示事項は、誠意をもって対応すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付・不交付決定通知書

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

| | |
|-------|--|
| 受付番号 | |
| 決定の内容 | 交付 ・ 不交付 |
| | (不交付理由) |
| 交付決定額 | 円 |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none">・ 補助金の交付の決定を受けた年度内に補助金の請求ができるよう計画的にリフォームを行うこと。・ 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。・ この要綱及び関係法令を遵守すること。・ 補助対象住宅に居住する目的で転入し、住民基本台帳に記録された日から起算して3年以上継続して補助対象住宅に居住すること。ただし、事故等により居住できない事由が生じた場合、速やかに市長と協議し、市長の指示に従うこと。・ 補助対象住宅に居住したときは、速やかに申請者の住民票の写しを提出すること。ただし、交付申請時に提出した住民票の写しにより、補助対象住宅への居住が確認できる場合は、この限りでない。 |

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 住所
氏名

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました申請内容について、次のとおり変更したいので、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、申請します。

| 変更後の内容 | | |
|------------------------------------|---|-----|
| 補助対象住宅の所在地 | 居住予定月 | 年 月 |
| 補助対象工事の区分 ※該当するもの全てにチェックしてください。 | <input type="checkbox"/> 1 増築工事 <input type="checkbox"/> 2 台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事（これらに付随する給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事を含む。） <input type="checkbox"/> 3 オール電化住宅工事 <input type="checkbox"/> 4 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事 <input type="checkbox"/> 5 外壁の張替え工事又は塗装工事 <input type="checkbox"/> 6 部屋の間仕切りの変更工事 <input type="checkbox"/> 7 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事 <input type="checkbox"/> 8 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 9 ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え <input type="checkbox"/> 10 雨どい等の取替え工事又は修理工事 <input type="checkbox"/> 11 バリアフリー改修工事 | |
| 工事費の内訳 | 全体工事費 | 円 |
| | 補助対象事業費 | 円 |
| 補助対象事業費の内訳 | | 円 |

| | |
|-----------------------------|-----------------|
| 補助金申請額 | 円 |
| 工期 (予定) | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 施工業者 | (業者名) |
| | (住所又は所在地) |
| | (電話番号) |
| | (メールアドレス) |
| 変更理由 | |
| | |
| (添付資料) 変更内容を確認することができる書類 | |

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付変更決定通知書

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付決定内容を変更したので、通知します。

記

| | |
|-----------|---|
| 受付番号 | |
| 変更後の交付決定額 | 円 |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none">・補助金の交付の決定を受けた年度内に補助金の請求ができるよう計画的にリフォームを行うこと。・補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。・この要綱及び関係法令を遵守すること。・補助対象住宅に居住する目的で転入し、住民基本台帳に記録された日から起算して3年以上継続して補助対象住宅に居住すること。ただし、事故等により居住できない事由が生じた場合、速やかに市長と協議し、市長の指示に従うこと。・補助対象住宅に居住したときは、速やかに申請者の住民票の写しを提出すること。ただし、交付申請時に提出した住民票の写しにより、補助対象住宅への居住が確認できる場合は、この限りでない。 |

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定・変更交付決定を受けましたこと
について、次のとおり中止（廃止）したいので、日進市空家バンク定住促進リフォ
ーム補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

| 受付番号 | |
|----------|--|
| 中止（廃止）理由 | |

第7号様式（第9条、第15条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付取消決定通知書

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第9条第2項の規定又は第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので、第9条第3項又は第15条第2項の規定に基づき通知します。

記

| 受付番号 | |
|------|--|
| 取消理由 | |

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定・変更交付決定を受けました補助対象工事が完了しましたので、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | |
|--|---|
| 補助対象住宅の所在地 | |
| 補助対象工事の区分 ※該当するもの全てにチェックしてください。 | <input type="checkbox"/> 1 増築工事 <input type="checkbox"/> 2 台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事等（これに付随する給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事を含む。） <input type="checkbox"/> 3 オール電化住宅工事 <input type="checkbox"/> 4 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事 <input type="checkbox"/> 5 外壁の張替え工事又は塗装工事 <input type="checkbox"/> 6 部屋の間仕切りの変更工事 <input type="checkbox"/> 7 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事 <input type="checkbox"/> 8 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 9 ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え <input type="checkbox"/> 10 雨どい等の取替え工事又は修理工事 <input type="checkbox"/> 11 バリアフリー改修工事 |
| 工事費の内訳 | 全体工事費 円 |
| | 補助対象事業費 円 |
| 補助対象事業費の内訳 | 円 |
| 工期 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| (添付資料) リフォームに要した費用のわかる領収書の写し、リフォームの施工中及び施工後の写真、検査済証の写し（確認済証の交付を受けた場合）、市長が必要と認める書類 | |

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました内容を日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第11条の規定に基づき審査し、下記のとおり補助金額が確定しましたので、通知します。

記

| | |
|-------|---|
| 受付番号 | |
| 交付確定額 | 円 |

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金額の確定を受けました日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金について、日進市空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり請求します。

| | |
|------|---|
| 請求金額 | 円 |
|------|---|

| | 金融機関名 及び支店名 | ゆうちょ銀行 店 (漢数字三桁) | |
|-----|----------------|---------------------|---------|
| | | 銀行 信用金庫 農協 | 本店 ・ 支店 |
| 振込先 | フリガナ | | |
| | 口座名義人 | | |
| | 預金種別 | 1 普通預金 | 2 当座預金 |
| | 口座番号 | | |
| | | | |

※ゆうちょ銀行の店名が不明の場合は店番（数字3桁）又は記号・番号をご記入ください。

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第6条関係)

第4号様式(第8条関係)

第5号様式(第8条関係)

第6号様式(第9条関係)

第7号様式(第9条、第15条関係)

第8号様式(第10条関係)

第9号様式(第11条関係)

第10号様式(第12条関係)